

広島県告示第五百三十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律〔平成六年法律第三十号〕第十四条第四項においてその例によるものとされる場合を含む。以下同じ。）第五十四条の二第四項において準用する生活保護法第五十条の二の規定によって、次のとおり指定介護機関の名称を変更した旨の届出があった。

平成二十九年十月十二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

名 称		所 在 地	変 更 年 月 日
新	旧		
安芸高田市社会福祉協議会訪問介護吉田事業所	安芸高田市社会福祉協議会訪問介護吉田事業所「ツツジ」	安芸高田市吉田町吉田一三二四番地一	平成二九年四月一日
安芸高田市社会福祉協議会訪問介護甲田事業所	安芸高田市社会福祉協議会訪問介護事業所「ツツジ」	安芸高田市甲田町高原一四九〇番地一	平成二九年四月一日
プレひまわり薬局尾道中央店	スーパードラッグひまわり薬局 尾道中央店	尾道市栗原西一丁目四番一六号	平成二九年五月一日
ファーマシイ薬局マロン	ファーマシイ マロン薬局	府中市栗柄町二二〇三番地一	平成二九年六月一日